

## 各務原市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 6 年度第 3 回定期監査・行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和 6 年 12 月 26 日

各務原市監査委員      五   島   浩   利

各務原市監査委員      檜   谷   清   美

各務原市監査委員      五十川   玲   子

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査・行政監査

### 2. 監査の実施日及び場所

令和6年9月25日から令和6年12月26日まで  
各務原市産業文化センター8階第1特別会議室ほか

(各務原市那加桜町2丁目186番地)

### 3. 監査の対象

那加第二小学校、鵜沼第二小学校、鵜沼中学校及び川島中学校における主として令和6年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般

### 4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、現地において、現金等の取扱いに係る書類、切手受払簿、薬品等の取扱状況が分かる書類等を確認するとともに、関係職員に質問して回答又は説明を求める等の方法により監査を実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 現金、有価証券等の保管及び取扱いは適正か。
- (2) 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- (3) 備品などの物品、文書等は正しく分類・整理されているか。
- (4) 施設の安全面に関し、管理運営上の問題はないか。
- (5) 学校徴収金の取扱いは適正か。
- (6) 薬品・劇物等の取扱いは適正か。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、法令に適合し、正確に行われており、また概ね合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、要望事項については、次のとおりである。

### 【要望事項】

#### (1) 備品の管理について

(全学校共通)

令和5年度以後に取得等した備品については、全て電子化し、整備された台帳により、備品の取得、廃棄状況等を適正に管理している。一方、それ以前のものについては、紙の備品台帳で管理していた。紙台帳と電子化された台帳との二重管理になるので、現存している備品と台帳に登録されている備品との矛盾がないよう適切に管理されたい。

また、備品は限られた予算から取得している市の貴重な財産であり、常に良好な状態で管理し、効率的に運用しなければならない。市民の共有財産であることに十分留意し、適切な備品管理体制に努められたい。

#### (2) 各種書類の取扱いについて

(全学校共通)

教材費会計等各種会計書類において、事業者から提出された請求書、納品書等の日付漏れが多く見受けられたので、書類の受領時に不備のないことを十分に確認するよう職員間で徹底されたい。また、収入金調書、支出金調書等において、校長等の確認者の押印漏れが散見されたので、十分注意されたい。

学校における支出については、公金に準じた取扱いを行うべきであり、適切な書類の取扱いに努め、今後より一層適正な事務処理に取り組まれたい。

### (3) 私会計時の学校給食費の未納分の取扱いについて

(教育委員会事務局学校教育課、鵜沼第二小学校、川島中学校)

鵜沼第二小学校及び川島中学校においては、私会計時の学校給食費の未納分があるが、いずれも保護者等への督促など学校独自の対応は行っておらず、教育委員会で催告書の送付を行っているとのことであった。

しかしながら、令和6年8月の定期監査・行政監査における学校給食費に関する質問に対して、「公会計への移行の際、市への継承は困難な債権であると判断しました。」「私会計時の学校給食費の債権は、各学校において管理することを学校長会等において繰り返し説明してきました。」という教育委員会の回答と整合性がとれていない。

学校給食費の滞納は、保護者間の負担の公平性を著しく欠くことになるので、教育委員会内で十分協議し、その取扱いを統一し、徹底するとともに、催告等必要な措置をとるなど、滞納の解消に努められたい。